

平成22年国勢調査関係者会議（第5回：外国人関係団体）議事概要

1 日 時 平成20年8月28日（木）15時30分～17時30分

2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室

3 出席者

外国人関係団体：アジア福祉教育財団難民事業本部、在日外国人情報センター、
日本学生支援機構、留学生支援企業協力推進協会

外国人集住都市会議：群馬県太田市、群馬県大泉町、静岡県浜松市

関係行政機関：文部科学省

総務省：統計調査部長、国勢統計課長

4 議 題

(1) 平成22年国勢調査における協力及び広報について

(2) 平成22年国勢調査の集計内容のニーズ把握について

(3) その他

5 配布資料

資料1 平成22年国勢調査関係者会議における意見・提案と検討の方向

資料2-1 人口でみる日本のすがた ～国勢調査等の結果から～

資料2-2 平成22年国勢調査第2次試験調査の概要及び調査票甲

資料2-3 従来の集計体系（平成12年国勢調査）

6 議事の概要

(1) 平成22年国勢調査における協力及び広報について

資料1に基づき事務局から説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見等は次のとおり。

在日外国人について円滑かつ正確に調査を行うためには、例えば在日外国人向けの各種施策を推進する上で正確な統計が必要というように、国勢調査の目的を端的に彼らに周知することが効果的である。

出身国によって効果的な広報媒体は異なる。南米出身の外国人には、特にインターネットラジオが効果的である。

最終的に調査票が提出されない外国人に関する情報提供について、個人情報保護法との関係はあるものの、男女別人数など最低限の情報を提供することは可能と思われる。

在日外国人は、一部地域に集住している場合と、市区町村内に点在して居住している場合がある。後者についての効果的な広報としては、外国人メディアに対して国勢調査の説明等を行って記事にしてもらおうという発想

が必要である。

関係団体が発行する広報誌に国勢調査への協力を呼びかける広告を掲載することは可能。調査日である10月の直前に広告を掲載すれば効果的である。また、関係団体のホームページに国勢調査のホームページのリンクをはることも可能である。

外国人人口の割合の高い市区町村では、外国人記者を対象に記者会見を行うことで記事として掲載してもらい、国勢調査の実施をPRするということも考えられる。

在日外国人は、日本語を理解できないということではなく、難しい日本語を翻訳した場合に理解できない。したがって、外国語への翻訳に当たっては、日本語の文章は平易にするべきである。

在日外国人の中には、国勢調査の調査票が入国管理や警察に使用されるのではないかと誤解があるので、在日外国人の調査に対する不安を払拭するような広報が必要である。

調査の実施に当たっては、外国人集住地域における外国人調査員の確保も重要。外国人調査員向けの外国語による指導ビデオを作成してほしい。

(2) 平成22年国勢調査の集計内容のニーズ把握について

資料2-1、2-2及び2-3に基づき事務局から説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見等は次のとおり。

オールドカマー（特別永住者）、ニューカマーの人数を都道府県別に把握できないか。

どれくらいの人数の外国人が公立学校や外国人学校などに就学しているかを市町村別に把握できないか。